

高濃度 PCB を含むコンデンサー等が使用された機器の早期処理等 に係る周知状況について

令和 2 年 11 月
環境省廃棄物規制課

非自家用電気工作物のうち、高濃度 PCB を含むコンデンサー等が使用された機器の早期処理等についての周知を各省庁から関係業界団体にしていただいた。

1. 周知の概要

- 電気事業法（昭和 39 年法律第 170 号）の電気工作物ではない X 線発生装置や溶接機等の非自家用電気工作物の中に組み込まれているコンデンサーについては、北九州事業地域の変圧器、コンデンサー等の処分期間後にも多く発覚したほか、PCB 含有絶縁油が使用されたものの存在も明らかになっている。
- こうした非自家用電気工作物のうち、X 線発生装置、溶接機及び昇降機（エレベーター、エスカレーター）制御盤における高濃度 PCB を含むコンデンサー及び絶縁油の使用有無については、各機器のメーカー名、機器名、型式名及び製造時期から判別可能である。
- 使用中又は保管中の X 線発生装置、溶接機及び昇降機（エレベーター、エスカレーター）制御盤が高濃度 PCB 含有コンデンサー等を使用したものであるかを確認いただくとともに、該当する機器を所有している場合は、確実かつ早期に処分委託手続き等を行っていただくようお願いする。

2. 周知状況

- 各省庁において約 1,500 以上の団体に周知いただいた。

(以上)